

令和8年 第5回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年5月27日（水）
午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和8年5月27日（水） 午後2時00分～午後2時49分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員（17人） 会長：16番 興野 礼子 会長職務代理者：8番 黒須 明 委員：1番 大窪 克美、3番 中村 東、4番 堀江 恒夫、5番 川上 恵、6番 小口 久男、7番 荒井喜代子、9番 奥畑 智子、10番 小池 進、11番 檜山 徳夫、12番 田澤 稔、13番 滝 薫、14番 大森 浩之、15番 石川 翔平、18番 大野 悟、19番 大野 覚文 4. 欠席委員（0人） 5. 遅参委員（0人） 6. 早退委員（0人） 7. 欠員 2番、17番 8. 出席農地利用最適化推進委員（2人） 7番 塩野目 春夫、17番 小池 秀俊 9. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 営農型発電設備の下部の農地における営農計画の変更について 日程第5 議案第4号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第16号）に係る意見聴取について 10. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 仁志、係長 大橋 伴美、主事 高橋 凌介	
事務局長（相ヶ瀬）	ただいまから令和8年第5回総会を開会いたします。まずは、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長（興野）	< 開会前のあいさつ >
事務局長（相ヶ瀬）	出席委員は、17名中17名で定足数である過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長にお

(事務局長(相ヶ瀬))	願ひいたします。
議長	直ちに会議を開きます。(午後 2時 04分) 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長(相ヶ瀬)	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長(相ヶ瀬)	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 4番 堀江 恒夫 委員、5番 川上 恵 委員に願ひいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 大橋 伴美 氏と、高橋 凌介 氏を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局(大橋)	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いします。整理番号1、1番 大窪 克美 委員。整理番号2、3番 中村 東 委員。整理番号3、19番 大野 寛文 委員。

1 番 大窪 克美 委員	5月20日、塩野目推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。補足となりますが、受人は10年程前から申請地の田を耕作しており、また、渡人は84歳になり、地元にはおらず●●●にることから、今回の申請に至ったそうです。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約35年、第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、田植機1台。取得地への通作距離、約0.7km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田24a、畑22a、計46a。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
3 番 中村 東 委員	5月21日、船山推進委員、代理人と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、ネギ、トマト、ジャガイモ等自家消費野菜を作付予定。受人は●●●に居住しており、今年の第1回総会で非農地となったところに引っ越してくる予定です。現在は、土地所有者の●●●さんが管理してきれいにしています。農業従事経験及び農業形態、なし、非農家。農機具・家畜の保有状況、耕運機1台を導入予定。取得地への通作距離、移住予定の住宅から約0.1km（7月までに移住予定で、移住までは現在の農地所有者が農地を管理）。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
19 番 大野 寛文 委員	5月18日、仁野平推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、親族。申請地については既に借りていて、かなりの期間耕作しているそうです。権利移動等の内容、小作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、麦、大豆。農業従事年数及び農業形態、約20年、専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター3台、田植機1台、コンバイン2台。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろ

(19 番 大野 覚文 委員)	しくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
7 番 塩野目春夫 推進委員	(整理番号1について) 大窪委員から報告のありましたとおり、受人は55歳ということで、まだ勤めているんですが、これから水田関係をやりたいそうです。申請地は、受人が元々借りていたところなんですが、渡人の長男が亡くなり、おばあちゃんが1人になってしまったものですから、今回売買することで意見が合いまして、申請に至りました。これからも頑張って農地を増やしていきたいという意向がありますので、この案件に関しては問題ないと思います。
議長	これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1、10 番 小池 進 委員。整理番号2、5 番 川上 恵 委員。

10 番 小池 進 委員	5月25日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が田、西が雑種地、南が道を挟んで池、北が田。同意書、なし（隣接農地は申請者所有）。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に自己用住宅の建築を計画しているが、当該地は建築基準法上の接道要件（2m以上）を満たしていないことから、接道要件を満たすための接道の確保を計画したところ、隣接地（●●●）を分筆して新たに設けた申請地を取得できることとなり、申請に至った。総事業面積、7.20 m²。転用面積、7.20 m²。転用目的、進入路。その他、盛土をして碎石を敷設予定。管理計画、転用事業者が維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年6月1日から令和8年6月30日まで。その他（他法令等との関係等）、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済（該当なし）。●●●土地改良区に地区除外申請済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
5 番 川上 恵 委員	5月25日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●。農地区分、第3種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が水路を挟んで山林・田、西が宅地・畑、南が青地を挟んで畑、北が道を挟んで畑。同意書、なし（隣接農地は申請者所有）。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,558 m²（うちフェンス内面積約1,351 m²）。転用面積、1,558 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。売電シミュレーションあり。売電単価、8.5円（税込）。17年で黒字予定。非FIT事業。売電先は関連会社である合同会社●●●（電気売買契約書あり）。構造等、パネル156枚、寸法2,465mm×1,134mm。パワーコンディショナー10台。発電出力49.5kW（最大出力99.06kW）、年間発電量約11万6千kWh。周囲にフェンス設置。出入口、北側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資料18ページをご覧ください。申請地には現状のまま太陽光発電設備を設置しますが、西から東の高低差が90cm程あるため、あぜ板を設置し、周囲に流れないようにするそうです。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和8年7月10日まで。その他（他法令等との関係等）、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。東京電力

(5番 川上 恵 委員)	の託送供給の承諾済(令和7年5月28日)。市土地利用適正化条例に基づく事前協議済(令和8年4月15日付)。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済(該当なし)。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
17番 小池秀俊 推進委員	(整理番号1について) 小池委員と一緒に現地調査を行いました、何も問題ないと思います。
議長	●●●地区担当 8番 黒須 明 委員、何かありますか。
8番 黒須 明 委員	特に問題ありません。
議長	これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第4 議案第3号 「営農型発電設備の下部の農地における営農計画の変更について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局(大橋)	< 議案第3号 議案書の朗読 >

議長	内容について、事務局から説明をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 営農型発電設備の下部の農地における営農計画の変更について、営農計画書に沿って説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
4 番 堀江 恒夫 委員	資料 19 ページの「営農に必要な農作業の期間」で、事務局長から話があったように、1 年目はミニかぼちゃということなんですが、これはいつ植えるんですか。書かれてないですね。
事務局（大橋）	ミニかぼちゃは、計画承認後に定植予定と伺っております。
4 番 堀江 恒夫 委員	資料 17 ページに現況写真が載っていますが、8 件全部がこうなんですか。写真を見る限りかなり荒れていますが、これでミニかぼちゃは作れるんですか。
事務局（大橋）	土づくり等の圃場整備を行ったうえで作付けを始めるそうです。
4 番 堀江 恒夫 委員	農業委員会の変更の承認をして、それからやって間に合うのかなと思います。普通のかぼちゃよりは確かに短くなるけれど、ミニかぼちゃだって開花してから半月くらいはかかるのに。本当に収穫できるのか疑問に思います。この●●●というところは、苗関係の販売もやっていて、●●●ではかなり実績がある会社なので、大丈夫かと。ミニかぼちゃが1 年目で収穫できるのかな、その疑問だけなんです。後はよろしいかと思います。
事務局長（相ヶ瀬）	ただいまご質問いただいた件については、事務局で確認させていただきたいと思います。
12 番 田澤 稔 委員	ゆずもかなりハードルが高いと思いますが。
11 番 檜山 徳夫 委員	ゆずはすぐならないですもんね。18 年くらい。

4番 堀江 恒夫 委員	接ぎ木をしたやつなら、可能性はあるでしょう。
8番 黒須 明 委員	ゆずって大きくなりますよね。営農型発電設備の高さに収まるんですか。
4番 堀江 恒夫 委員	資料には、支柱の高さは最高3 m20 cmとありますね。
議長	それでは、ミニかぼちゃの件（今年度に収穫可能なのか、圃場整備はどうするのか）とゆずの件（本当に3年で収穫可能なのか、成長具合はいかがか）について、事務局に確認していただきたいと思うんですが。
事務局（大橋）	承知しました。
議長	事務局確認だけで、今回は承認という形でよろしいでしょうか。
7番 荒井 喜代子 委員	ミニかぼちゃは、今回承認しないと絶対間に合わないと思うんです。切羽詰まっているのであれば、承認して、作付けしていただければ。
議長	皆さん、それでよろしいでしょうか。
	< 委員一同、同意 >
議長	ただいま上程中の、議案第3号 「営農型発電設備の下部の農地における営農計画の変更について」 は、質疑事項については事務局に確認いただくとし、営農計画書のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「営農型発電設備の下部の農地における営農計画の変更について」 は、営農計画書のとおり承認することに決定いたしました。

(議長)	次に、日程第5 議案第4号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第16号）に係る意見聴取について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局からの説明を受ける前に、議案第4号の審議については、農業委員会等に関する法律第31条第1項に議事参与の制限が規定されておりますので、1番 大窪 克美 委員は、一時退席をお願いいたします。 暫時休憩いたします。（午後 2時 44分）
議長	< 1番 大窪 克美 委員、退席 > 再開いたします。（午後 2時 45分） 内容について、事務局から説明をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	議案第4号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第16号）に係る意見聴取について」ご説明いたします。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、「農地中間管理権の設定」について、市から農業委員会に意見聴取の依頼があったものです。今回依頼のあった、農用地利用集積等促進計画案（第16号）については、【地域計画区域内】新規13件。農地中間管理権の設定を受ける者8名、農地中間管理権の設定をする者13名です。【地域計画区域外】新規2件。農地中間管理権の設定を受ける者2名、農地中間管理権の設定をする者2名です。設定面積は、65,662㎡です。令和8年度累計は、204,431㎡です。権利設定の内容等は、資料のとおりです。なお、本案は、令和8年6月30日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。 < 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第4号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第16号）に係る意見聴

(議長) 議長 議長	取について」 は、異議等がないようですので、「意見なし」として回答することに、ご異議ございませんか。 ＜ 異議なしの声 ＞ 異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第16号）に係る意見聴取について」 は、「意見なし」として回答することに決定いたしました。 1番 大窪 克美 委員の復席を求めます。暫時休憩いたします。（ 午後 2時 47分 ） ＜ 1番 大窪 克美 委員、復席 ＞ 再開いたします。（ 午後 2時 48分 ） 1番 大窪 克美 委員に申し上げます。日程第5 議案第4号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第16号）に係る意見聴取について」 は、「意見なし」として回答することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 （ 午後 2時 49分 ）
---------------------------------	--

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年5月27日

議 長

4 番

5 番